

練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱

平成27年6月9日
27練福介第967号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区内で認知症対応型共同生活介護を提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉サービス第三者評価機関 東京都が定める東京都福祉サービス第三者評価支援事業実施要綱に規定する東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）をいう。
- (2) 福祉サービス第三者評価 認証評価機関が、推進機構の定める評価手法および共通項目を全て取り込んで実施する評価をいう。ただし、評価の受審の際に、共通項目以外の評価項目を設定することを妨げない。

(助成対象事業者)

第3条 助成を受けることができる者は、福祉サービス第三者評価を受審した民間の事業者で、つぎに掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 福祉サービス第三者評価を受審する事業所が練馬区内に所在すること。
- (2) 第6条に規定する助成金の交付申請時において、認知症対応型共同生活介護を提供しており、当該年度の末日まで事業を継続する見込みであること。
- (3) 福祉サービス第三者評価の結果を練馬区（以下「区」という。）および推進機構に報告し、かつ、区および推進機構の指定する方法での評価結果の公表に同意すること。
- (4) 区が実施する福祉サービス第三者評価の受審の普及および定着に関する事業に協力すること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、事業者が福祉サービス第三者評価を受審するために認証評価機関に対し支出した経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費と600,000円を比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内において区長が定める。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、つぎに掲げる書類を提示の上、その写しを添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 認証評価機関の発行する評価報告書

- (2) 認証評価機関と締結した契約書
 - (3) 領収書その他の認証評価機関に福祉サービス第三者評価に伴う経費を支出したことを確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類
- (助成金の支給)

第7条 区長は、前条の規定による申請および請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の額を決定し、福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに助成金を交付し、不適当と認めるときは福祉サービス第三者評価受審費用助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定を受けた年度において、事業の内容を変更し、または事業を休廃止したとき。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 事業者は、この助成金に係る関係書類を当該会計年度終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則(平成28年3月31日27練福介第6731号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和5年7月21日5練福介第2038号)

この要綱は、令和5年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則(令和6年7月12日6練福介第1708号)

- 1 この要綱は、令和6年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

年 月 日

練馬区長 殿

法 人 名

所 在 地

電 話 番 号

代表者職・氏名

印

**年度練馬区認知症対応型共同生活介護に係る
福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請書兼請求書**

練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱第6条に基づき、下記により助成金を交付されるよう申請します。交付決定後、決定金額を下記の口座に振り込んでください。

なお、福祉サービス第三者評価の結果を区および推進機構に報告し、かつ、区および推進機構の指定する方法での評価結果の公表に同意します。

記

1 受審事業所

名 称	
所在地	

2 請求額

円
※認証評価機関へ支出した経費と600,000円を比較していずれか少ない額(1,000円未満切捨て)

3 振込口座

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合							支店
預金種目を○で囲む	口座番号							
普通 当座								
(フリガナ)								
(口座名義)								

(添付書類)

- 1 認証評価機関の発行する評価報告書 (写)
- 2 認証評価機関と締結した契約書 (写)
- 3 領収書その他認証評価機関に福祉サービス第三者評価に伴う経費を支出したことを確認できる書類 (写)

第2号様式（第7条関係）

練 第 号
年 月 日

法 人 名
所 在 地
代表者職・氏名

様

練馬区長

**年度練馬区認知症対応型共同生活介護に係る
福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付決定通知書**

年 月 日付けで申請のあった 年度練馬区認知症対応型共同生活
介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成金について下記のとおり決定しましたの
で通知します。

記

1 対象事業所

2 交付決定金額

円

3 交付の条件

練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱第
8条および第9条

問合せ

第3号様式（第7条関係）

練 第 号
年 月 日

法 人 名

所 在 地

代表者職・氏名 様

練馬区長

**年度練馬区認知症対応型共同生活介護に係る
福祉サービス第三者評価受審費用助成金不交付決定通知書**

年 月 日付けで申請のあった 年度練馬区認知症対応型共同生活
介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成金の交付については、下記により交付し
ないことを決定しましたので通知します。

記

1 対象事業所

名 称	
所 在 地	

2 理由

問合せ